

化学物質対策セミナー

労働災害発生状況について

令和8年2月19日

岐阜労働局 高山労働基準監督署

安全衛生課

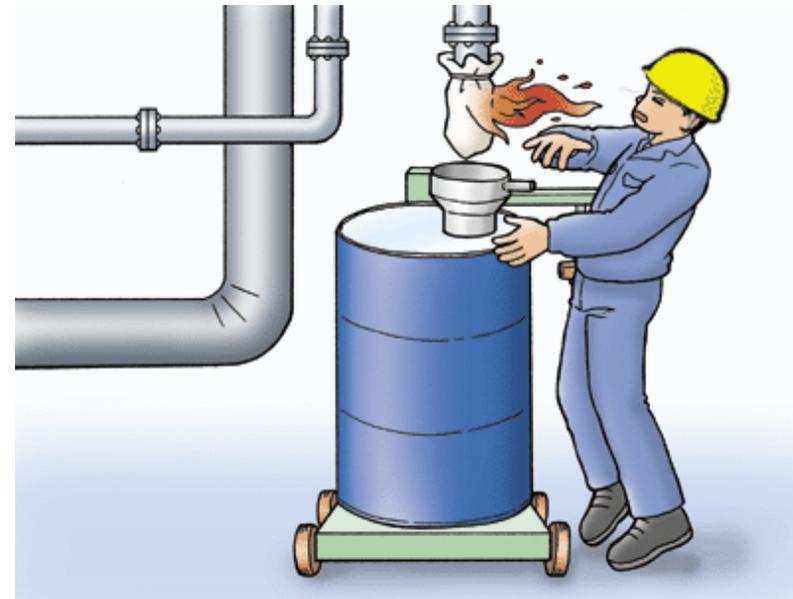
当署管内（飛騨地域）の労働災害発生状況

令和7年12月末速報値

	令和7年		令和6年		対前年比 増減数、増減率		令和5年同期 (参考)	
	発生数	死亡数	発生数	死亡数	増減数	増減率	発生数	死亡数
全産業	171	(2)	165	(3)	6	3.6%	145	(1)
製造業	38		34		4	11.8%	43	(1)
建設業	27	(1)	38	(2)	- 11	-28.9%	22	
運送業	10		6		4	66.7%	6	
林業	16		14		2	14.3%	9	
小売業	12		8		4	50.0%	6	
社福祉	11		16		- 5	-31.3%	8	
旅館業	11		16		- 5	-31.3%	14	
その他	46	(1)	33	(1)	13	39.4%	37	

化学物質による労働災害

よくある労働災害 画像は「職場のあんぜんサイト」より引用



化学物質による労働災害

労働災害を未然防止するために（対策の一例）

1. SDSを入手し、SDSの内容について関係者に周知・教育する。
掲示や備え付け等を行う。
2. 入手したSDSをもとにリスクアセスメントを実施する。
リスクアセスメントの手法は複数あるため実施しやすいもので行う。
3. 不要な溶剤等は廃棄（処分）する。
SDSの記載内容に基づいた処理を行ってから廃棄する。
また、地方自治体の取り扱いに基づき適切に処分する。

化学物質による労働災害

危険有害性を表す絵表示（GHSのシンボル）

<p>炎</p> 	<p>可燃性ガス、 引火性ガス、 有機過酸化物 など</p>	<p>円上の炎</p> 	<p>支燃性ガス、 酸化性ガス、 酸化性液体、 酸化性固体</p>	<p>爆弾の爆発</p> 	<p>火薬類、 有機過酸化物、 自己反応性化学 品</p>
<p>腐食性</p> 	<p>金属腐食性物 質、 皮膚腐食性・ 刺激性（区分 1A-C）など</p>	<p>ガスボンベ</p> 	<p>高圧ガス</p>	<p>どくろ</p> 	<p>急性毒性 （区分1-3）</p>
<p>感嘆符</p> 	<p>急性毒性（区 分4）、 皮膚腐食性・ 刺激性（区分 2） など</p>	<p>環境</p> 	<p>水性環境有害 性</p>	<p>健康有害性</p> 	<p>呼吸器感作性、 生殖細胞変異 原性、 発がん性、 生殖毒性など</p>

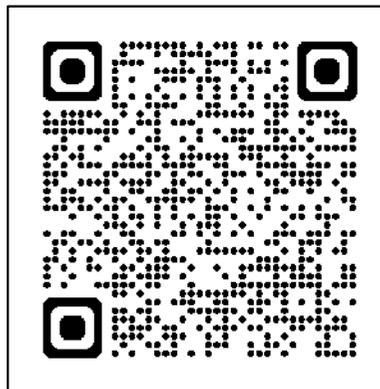
第2回化学物質管理強調月間について

令和8年2月1日から同月28日まで

【スローガン】

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

ホームページはこちら



あなたの職場にいますか？
化学物質管理者

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方
2月 は**化学物質管理強調月間**

関連情報は特設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

第2回化学物質管理強調月間について

ホームページの内容（一部）

○化学物質管理リーフレット

- [化学物質を安全に取り扱うために](#)
- [新たな化学物質規制が導入されます](#)

○化学物質管理にかかる動画

まずワンポイント動画①をご覧ください。さらに詳しくご覧になりたい方は、ワンポイント動画②以降にお進みください。

- [ワンポイント動画① 化学物質管理の全体像](#)
- [ワンポイント動画② 有害性リスクアセスメントのポイント](#)
- [ワンポイント動画③ リスク低減対策のポイント](#)
- [ワンポイント動画④ CREATE-SIMPLEの操作説明](#)
- [ワンポイント動画⑤ 検知管の使い方](#)
- [ワンポイント動画⑥ リアルタイムモニターの使い方](#)
- [ワンポイント動画⑦ 局所排気装置の正しい使用方法](#)
- [ワンポイント動画⑧ 呼吸用保護具のフィットテスト](#)
- [ワンポイント動画⑨ 化学防護手袋の正しい使用方法](#)

※ これらの動画は、化学物質管理者の専門的講習の補足動画として作成したものです。本編はケミガイドをご覧ください。

○災害事例

普段意識せずに職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって、さまざまな労働災害が報告されています。[ケミガイド「こんな災害がおきています」](#)をご覧ください。

第2回化学物質管理強調月間について

各事業場で以下の事項に取り組んでいるかチェックしてみましょう！

- 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか
- 化学物質管理者を選任していますか
- R Aを実施していますか
- R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか
- 安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか
- （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか
- （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか